

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

名護市

2 構造改革特別区域の名称

名護市IT人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

名護市の全域

4 構造改革特別区域の特性

名護市は、昭和45年8月に名護町、屋部村、羽地村、屋我地村、久志村の1町4村が合併し、沖縄県の9番目の市として誕生した。沖縄県のほぼ中央に位置し、市内のみならず周辺町村の発展の推進役、沖縄県北部地域の中核都市としての役割を担っている。また平成12年(2000年)には、市内の万国津梁館においてG8首脳会議「九州・沖縄サミット」が開催されるなど政治的な側面でも県内において大きな役割も果たしてきた。

本市は、従来観光業、農業、製造業を中核産業として位置づけてきており、職のニーズもそれらが中心だった。しかしながら名護市を含む北部地域を人口の増減で見た場合、本土復帰以前の昭和45年と比較しても、同数程度の状況である。特に就業段階において、北部地区を離れる若年者が多く見られることが、前々から問題点として指摘されてきており、新たな雇用機会の創出が必須の状況となっていた。そのため近年においては、従来の中核産業にこだわることなく、企業を積極的に誘致し、雇用を促進することで名護市を含む沖縄県北部地域の定住人口を増加させ、併せて経済振興の実現を目指している。

本市は、新規雇用の創出を施策として進める中、平成14年4月に施行された沖縄振興特別措置法により、同年7月に「金融業務特別地区」、同年9月に「情報通信産業特別地区(情報特区)」の指定を受け「国際情報通信・金融特区構想」が推進されている。こうした構想の下、金融・IT企業を市に誘致することで、地元や周辺地域の雇用機会を増大させ、地域経済発展を実現させることを目的として事業を推進している。また、名護市は業務スピードの向上、業務のノウハウの蓄積、企業に対するワンストップライクなサービスの提供により本事業をより効果的に推進するために特区事業を専門とする機関として、平成18年4月に「特定非営利活動法人NDA」を設立した。NDAには産学官の13団体が法人設立に賛同し正会員として参画し積極的な支援を行っている。NDAにおいては企業誘致活動、電力・通信・施設などのインフラ整備、情報通信・金融関連産業振興に資する人材育成事業の実施を行っている。中でも特に久辺地区を特区中核拠点地域として事業を推進しており、インキュベーション施設である「マルチメディア館」の整備、マルチメディア館からステップアップした企業向けのオフィスビルである「みらい1号館」「みらい2号館」を整備するなど施設、通信、電力インフラの整備を進めている。また、県内外において積極的な企業誘致活動を行っており、その結果、平成18年10月末現在25社の企業進出、528名の新規雇用を生んでいる。

5 構造改革特別区域計画の意義

昨今沖縄県は、データセンター、バックアップセンターの進出拠点として企業から注目されている。これは、地震が極端に少なく、他の地方都市と同時に災害を受ける可能性がほぼ皆無な地理的条件と、豊富な若年者労働力、運用コストの低さによるものである。さらに、「沖縄情報産業ハイウェイ」(注1)や「沖縄若年者雇用奨励金」(注2)など多くの助成制度が整備されている沖縄県において事業を行っていくことは、多くのメリットを企業にもたらすと考えられている。

名護市においては、IT企業を代表とする知的産業が集積することにより、製造業と異なり豊かな自然環境を破壊せずに雇用を促進し、経済を発展させることが可能である。IT系企業集積による各市町村の経済的な発展は、沖縄県全体の発展を意味するものである。このような観点からも高度なIT系人材を育てることは重要なことであり、本「IT人材育成特区(構造改革特区)」の実施は名護市ばかりでなく沖縄県にとっても非常に有意義なものであると考えられる。

6 構造改革特別区域計画の目標

平成17年度の情報処理技術者試験では、基本情報技術者試験での全国合格率平均が14.3%なのに対し、沖縄県における合格率は9.6%と低く、合格率の改善が県内における関係機関の急務となっている。本IT人材育成特区が実現すれば、時間的な負担が軽減され、午後の試験に余裕を持って臨むことが可能となり、必然的に合格率が向上することが見込まれる。

また、名護市に先駆けて「IT人材育成特区」を実施している那覇市との相乗効果によって、沖縄県全体の合格率向上が達成できると考えている。その結果、沖縄県における高度なIT人材の育成の貢献につながり、沖縄県の発展に大きく寄与することになると見込まれる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

情報特区事業を推進する中、名護市においては14社のIT企業の誘致、422名の情報系人材の雇用を実現している。企業の集積及び新規雇用の増加に伴い、IT関連の企業より高度なレベルの業務が実施できるように専門性と特殊性を兼ね備えた情報技術の知識を持った人材が求められている。

そのため、進出を希望並びに検討している企業サイドは名護市に対し高度な人材の提供を要求しているというのが現状である。このような中、情報技術者の資格を持った人材が多く輩出されれば更なるIT系企業集積が可能となり、名護市が金融・情報特区の目標として掲げている「平成23年度までに2,000人の新規雇用を創出する。」の達成につながるばかりでなく、それが名護市を中心とする北部地域経済の発展につながる。

8 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 沖縄振興特別措置法の沖縄情報通信産業振興計画に基づく「情報通信産業振興地域」

本市は「情報通信産業振興地域」に指定されており指定地域内にて対象業種として定められた事業を行う情報・通信産業関連企業に対し、新たな機械、建物の価格の一定割合を法人税から控除する投資税額控除や、各種要件を充たした企業に対する地方税の減免措置を行う。

- ① 対象地域: 名護市全域
- ② 対象企業:
 - ・ 情報記録物の製造業
 - ・ 電気通信業
 - ・ 映画、放送番組等の制作事業
 - ・ 放送業
 - ・ ソフトウェア業
 - ・ 情報処理・提供サービス業
 - ・ コールセンター業

(2) 沖縄振興特別措置法の沖縄情報通信産業振興計画に基づく「情報通信産業特別地区(情報特区)」

本市は、「情報通信産業特別地区」に指定されており、情報通信関連産業集積の牽引力となる特定情報通信事業の集積を促進するため、特区内に進出する関連企業は、一定の要件を充たせば税制上の優遇措置を受けることができる。

- ① 対象地域: 名護市全域
- ② 対象事業: 特定情報通信産業

(3) 北部振興事業に基づく「情報通信・金融関連産業振興に資する人材育成事業」

本市は、新たな産業振興による雇用機会の創出を図るため、国際情報通信金融特区構想を推進し、情報通信・金融関連企業の立地促進を図っている。そのため、特区に進出あるいは進出予定の企業に採用された雇用者(及び採用される予定の雇用者)を対象に情報通信・金融分野における専門的な知識習得を支援している。そのためにITセミナーを開催。同セミナーでは Java プログラミングにおける基礎知識からそれを活用した実践的な開発手法の習得を目指す。

別紙

1 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する
講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

沖縄情報経理専門学校名護校(沖縄県名護市宇茂佐915-11)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋 AKビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

基本情報技術者講座 (履修計画:別添資料のとおり)

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験2級」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、かつ当該講座の出席率80%以上をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

おって、これらの有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題、または独立行政法人情報処理推進

機構(IPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称:情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目:情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示すとおり

出題内容	
テクノロジー系	1 基礎理論
	1 基礎理論
	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など
	確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など
	符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など
	伝送理論(伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など)
	2 アルゴリズムとプログラミング
	データ構造(スタックとキュー、2分木、リストなど)
	流れ図の理解、アルゴリズム(整列、探索、併合など)
	プログラム構造、データ型など
	プログラム言語(種類と特徴など)
	2 コンピュータシステム
	3 コンピュータ構成要素
	コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど
	主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど
	補助記憶装置や媒体(種類と特徴、性能計算など)
	入出力インタフェース(種類と特徴など)
	入出力装置(種類と特徴、性能計算など)
	4 システム構成要素
	システムの利用形態、システム構成など
クライアントサーバシステム、RAIDなど	
システムの性能、信頼性、経済性など	
5 ソフトウェア	
オペレーティングシステム(タスク管理、記憶管理など)	
ミドルウェア(API、ライブラリ、シェルなど)	
ファイルシステム(ディレクトリ、ファイル編成など)	
言語処理ツール(コンパイラ、リンカ、ローダなど)	
CASE、エミュレータ、シミュレータなど	
6 ハードウェア	
基本論理回路、組合せ回路など	
3 技術要素	

	7	ヒューマンインタフェース	GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など	
	8	マルチメディア	オーサリングツール、JPEG、MPEG など	
	9	データベース	データベースのモデル、DBMS など データ分析、データベースの設計、データの正規化など データ操作、SQL など 排他制御、障害回復、トランザクション管理など データウェアハウス、データマイニングなど	
	10	ネットワーク	インターネット (各種プロトコル、IP アドレスなど) LAN と WAN (トポロジ、回線、DSU、モデムなど) LAN のアクセス制御方式、LAN 間接続装置など OSI 基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など ADSL、FTTH、CATV 回線、イントラネットなど	
	11	セキュリティ	暗号技術、認証技術、利用者確認など ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など 不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など	
	4	開発技術		
	12	システム開発技術	業務分析と要件定義 (DFD、E-R 図、UML など) モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など 構造化プログラミング、コーディングなど テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど	
	13	ソフトウェア開発管理技術	ソフトウェア開発手法 (スパイラルモデルなど) SLCP、リバーズエンジニアリングなど	
	マネジメント系	5	プロジェクトマネジメント	
		14	プロジェクトマネジメント	コスト見積り (ファンクションポイント法など) 日程計画 (アローダイアグラムなど) 進捗管理、品質管理、コスト管理など
		6	サービスマネジメント	
15	サービスマネジメント	ITIL (サービスサポート、サービスデリバリなど) コンピュータの運用・管理、システム移行など		
ストラテジ系	7	システム戦略		
	17	システム戦略	業務プロセス (業務改善、BPR、SFA など)	
	8	経営戦略		
	19	経営戦略マネジメント	経営戦略手法 (コアコンピタンス、PPM など) マーケティング理論、マーケティング手法など 経営管理システム (CRM、SCM、ERP など)	
	21	ビジネスインダストリ	ビジネスシステム (POS システム、EOS など) エンジニアリングシステム (CAD、CAM、MRP など) e-ビジネス (EC、EDI、RFID など)	
	9	企業と法務		
	22	企業活動	経営組織 (事業部制組織、CIO など) ヒューマンリソース (OJT、CDP、MBO など) 経営管理と問題発見技法 (PDCA、KJ 法など) OR・IE (線形計画法、品質管理、在庫問題など) 会計・財務 (財務会計、管理会計、リースなど)	

	23	法務
		知的財産権（著作権、産業財産権など）
		ガイドライン（ソフトウェア管理ガイドラインなど）
		標準化団体（JIS、ISO、IEEE など）
		各種コード（文字コード、QRコード、ISBNコードなど）
		補助単位（T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ）

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。